

# 総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和4年3月4日（金） 午後4時00分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員  
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・白井主査
8. 協議事項  
3月定例会本会議（3月2日）から付託された事件（議案7件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午後4時00分 閉会 午後4時11分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年3月4日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

**中平委員長** 本日の出席委員については委員 8 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 7 件について、審査を行います。はじめに、議案第 14 号「長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** それでは補足説明を行います。議案参考資料 1 ページに記載のとおり、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業及び介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項については、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。これに伴い、本市におきましても、国家公務員の措置に準じて、所要の改正を行うものでございます。主な改正点といたしましては、育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が 1 年以上」という要件を廃止するものでございます。また、育児休業を希望する職員が、希望するとおりの期間の育児休業を請求できるように配慮するとともに、育児休業制度の周知や研修を実施するなど、取得しやすい勤務環境の整備について、規定するものでございます。

**中平委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**ひさなが委員** 議案参考資料 1 ページ、第 14 号「長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」こちらの資料の 2 改正の内容の (2)、あと以下 2 つありますが、これはこういった問題意識からの改定でしょうか、お尋ねいたします。

**井関総務課長** 若干、部長の補足説明とかぶる部分もございますが、ご容赦いただければと思います。今回の改正の主な目的でございますが、男女とも仕事と育児を両立できるように、この制度を充実させるとともに、相談及び勤務環境を整備することとしているところでございます。ただいまお手元の議案参考資料の 1 ページのうち、2 改正の内容中 (1) についてでございますが、こちらは会計年度任用職員を「引き続き在職した期間が 1 年以上」であることが育児休業の取得要件でございましたが、この要件を廃止するものでございます。ま

た、2 改正の内容中（2）ア及びイについてでございますが、本人または配偶者の妊娠や出産を申し出た場合に、個別に制度周知及び休業の取得意向のための措置を講ずることを明文化するものでございます。これに関しては、できるだけ早期に事業者側が妊娠または出産の事実を確認することが求められることから、総務課を相談、申出先として設置をし、届け出の体制の整備、また、届け出のあった職員に対する育児関係の休暇、休業制度、各種給付、また社会保険等の取り扱いに対する処理など、サポートを充実していくこととなります。また、定期的に研修会等を開催し、性別を問わず休暇や休業を取得しやすい環境整備をつくっていくものでございます。

**ひさなが委員** 長門市のこれまでの育児休業取得率について伺います。

**岩本人事班長** これまでの育児休業取得率ですが、正職員につきまして、平成 28 年度から令和 2 年度までの直近 5 年間におきまして、女性職員につきましてはいずれの年におきましても 100%となっております。男性職員につきましては平成 28 年度から順に 0%、0%、14.3%、25%、12.5%ということで推移しております。また、会計年度任用職員につきましては、令和 2 年度から制度が開始したのですが、令和 2 年度における取得実績はございません。

**ひさなが委員** こちらは研修を実施していくというふうに記載がありますが、研修の頻度であったり講師を招くなど、具体的な研修方法をお伺いいたします。

**岩本人事班長** 研修に関してですが、年に 1 回程度の頻度で毎年継続して実施する予定としております。基本的には、新規採用職員をターゲットとしながらも、あわせて受講を希望される職員を参加可能なものとして想定しております。ただし、先ほど 1 回と申し上げましたが、条例施行後の 2、3 年間は受講を希望する職員数によっては複数回の開催で対応することが想定されております。

**ひさなが委員** 議案参考資料の 4 その他に記載があるものについて、取得要件の緩和や別途関係する例規の整備を予定されているということですが、具体的にどういったものなのでしょうか、お伺いいたします。

**岩本人事班長** 会計年度任用職員の休暇につきましては「長門市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」で取得要件が規定されておるところではございますが、この度この一部を改正し、取得要件の緩和を予定しております。具体的には、介護休暇及び介護時間休暇について、育児休業と同様に「引き続き在職した期間が 1 年以上」であることが取得要件であったものを、これを廃止する改正となります。また、子の看護休暇につきましては、取得要件として「6 月以上継続勤務しているもの」に限られておりましたが、「6 月以上の任期が定められているもの」というのをこれに追加することで、取得可能となる対象を拡大するところでございます。

**中平委員長** 他にご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議

案第 14 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 15 号「長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** それでは補足説明を申し上げます。議案参考資料 2 ページに記載しておりますが、非常勤の職員が月の途中で職に就き、また離職した場合、当該者の報酬額の算定根拠について、規定の整理を行うものでございます。これまでの算定根拠につきましては、内規で規定しておりましたが、この度、条例で明文化するため、所要の改正を行うものでございます。

**中平委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 15 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、8 日の予算決算常任委員会総務民生分科会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労さまでした。